

1. 件名: 日本核燃料開発株式会社の核燃料物質使用変更許可申請に係る面談

2. 日時: 令和4年4月27日(水)10時00分～11時30分

3. 場所: 原子力規制庁10階南会議室 ※TV会議により実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

細野安全管理調査官、榭見主任安全審査官、矢野安全審査官

日本核燃料開発株式会社

保安管理部長 他5名

5. 要旨

(1) 日本核燃料開発株式会社(以下「NFD」という。)から、令和4年3月31日付け核燃料物質使用変更許可申請の内容について、提出資料に基づき、説明があった。

(2) 原子力規制庁は、説明内容について事実確認を行うとともに、以下の点を指摘した。

○NFD ホットラボ施設の廃棄物セルの火災警報について、消防法に基づく火災感知器設置除外申請の許可により火災感知器を削除するとしているが、当該許可により火災感知器を削除した場合、使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則第四条への適合性について説明すること。

○NFD ホットラボ施設の廃棄物セルの火災感知器の削除に伴い、廃棄物セル内温度監視システムを火災警報として設置するとしているが、当該システムの機能、目的を整理した上で、火災警報設備として設置するのか、又は、閉じ込め機能を維持するための警報設備として設置するのか、設備の位置付けを説明すること。

(3) NFD から、原子力規制庁の指摘について検討し、3週間後を目処に次回面談において回答する旨の発言があった。

6. 提出資料

・NFD 核燃料物質使用変更許可申請概要